

## 保険拠出限度上がる

(西ドイツ)

ドイツ連邦参議院は昨年来70日以上の論議を経て12月16日、今年の社会保険の全部門における保険義務と拠出の新限度についての政府案を承認した。この結果年金保険の拠出率18%，鉱山従業員保険の23.5%，失業保険の3%はそのまま、疾病保険は個々の金庫の規定する拠出額が適用され、これは平均して11%ないし11.5%となる。各部門の毎月の拠出測定限度は次の通りである。

労働者・職員保険	3,700 マルク
鉱山従業員保険	4,600 "
失業保険	3,700 "
疾病保険(公的)	2,775 "

これによると被用者の最高拠出額は年金保険で333マルク、鉱山従業員保険で391マルク、失業保険で55.50マルクとなり、疾病保険では11%の拠出率の場合最高拠出額は153マルクとなる（以上は1月1日から適用される）。

以上のはか、

公的災害保険の年金受給者は7.4%増額される。

農家の老齢手当、農地譲渡年金ならびに遺児年金は9.9%増額される。

児童手当については、第2子に対し国は従来の月70マルクを80%に、第3子とそれ以降の各子に対しては120マルクを150マルクに増額する。

さらに薬剤法(Arzneimittelgesetz)も1月1日から改正された。

従来の薬剤登録手続きに代えて、ほとんどすべての薬剤は認可義務を課せら

れる。除外されるのはホメオパシー薬品だけである。それ以外の薬剤はすべて製造者が品質、効能、安全性の証明をしなければならない。使用法を判読し易く記載しなければならない。製薬会社は障害の生じた場合の責任保険をかけなければならないこととなり、連邦保険局がこれらを監督する。

Süddeutsche Zeitung, 17/18 Dezember, 31,  
Dezember, 1977.

## 老齢限度の引き下げをめぐって

(西ドイツ)

ベルリンのドイツ経済研究所(das Deutsche Institut für Wirtschaftsforschung)によると、年金受給年齢変動制(flexible Altersgrenze)の導入により西ドイツの1975、76年の労働市場の負担は著しく軽減されたが、年金保険の老齢限度(Altersgrenz)を全般的に引き下げるのあまり意味がないという。高齢者の稼得活動は近年既に非常に低下しているのである。

年齢変動制を導入した翌年の1972年には60歳から65歳の男子の69%がなお働いていたが、1976年になるとこの率は52%に下がっている。1975、76年に変動性を利用した人が、もし65歳まで年金開始期を待っていたとすれば、1976年には全体として約19万の職場がさらに必要であったはずである。廃疾年金受給(60ないし64歳)が1976年は少なかったので、年齢変動制の純効果はほぼ16万人であろう。

一方労働市場・職業研究所(das Institut für Arbeitsmarkt- und Berufsforschung)は年金受給年齢を60歳に下げることで約1% (1980年24